

健診における事故防止指導の現状と今後の問題点 —全国の保健所調査より—

(分担研究：小児の事故とその予防に関する研究)

田中哲郎¹⁾、石井博子²⁾

要約：事故防止のための指導の実施状況及び問題点を探るために全国の保健所の母子保健担当者を対象に調査を実施した。その結果、子どもの事故防止のために何らかの対応をしているのは435ヶ所中384ヶ所(88.3%)と多かったが、その内容は必ずしも十分と言えないようであった。また、平成9年の母子保健事業の市町村への委譲に際して、現在、健診などで事故防止を考えているのは50%程度であった。その理由として、健診項目が多く、時間が取れないというのを上げたものが多かった。今後、健診時に事故防止の指導を行う際に必要なものとして、保護者用啓発パンフレット、指導者用マニュアルなど、教材の必要性を上げるものが多かった。今後、安全チェックリストを使用した子どもの事故防止法の普及と教材の開発、配布の体制作りを積極的に進めるべきである。

見出し語：事故、保健所、事故防止、保健指導、安全チェックリスト

はじめに

子どもの健全育成を考える際に最も障害になっているのが事故である。このため、様々な事故防止対策が検討されている。そのなかで健康診査時を利用して、保護者に事故防止をすることが考えられ、その有効性を認める研究報告¹⁾も出されている。

そこで、現在、全国的に事故防止のための指導がどのくらい行われているか、その際の問題点やよりよい指導を行う際に必要なものなどについて知ることは有意義であると考えられたので、全国の保健所845ヶ所に対して調査を行った。

方法および対象

調査は平成8年1月、調査用紙(表1)を郵送にて依頼し回収した。

対象は全国845ヶ所の保健所とし、母子係担当者に匿名で調査用紙に記入を依頼した。

結果

全国の保健所845ヶ所に調査依頼し、回答を得たのは538通であり、回収率は63.7%であった。

1. 事故防止指導の有無

現在貴保健所管内で子どもの事故防止を指導していますかの質問に対して、指導していると答えた者は483ヶ所(89.8%)、指導していないと答えた者は55ヶ所(10.2%)であり、大部分の保健所の管

1) 東京医科大学八王子医療センター
(Tokyo Medical College Hachioji Medical Center)

2) 東京都八王子市なみのり保育園
(Naminori Nursery School)

内において何らかの子どもの事故防止の指導をしていると答えていた。

指導していると答えた保健所に対して、その内容を尋ねたところ、健診などの際に指導している476ヶ所中421ヶ所(88.4%)、イベントなどの際に行っている43ヶ所(9.0%)、広報紙などで啓発教育活動を行っている49ヶ所(10.3%)、その他132ヶ所(27.7%)であった。

その他の項目として○家庭訪問、健康教育○子どもの家庭看護養育教室○急病講習会○育児教室○市のラジオ番組で放送○育児学級で健康教育○指導と共に事故防止の冊誌を渡す○乳幼児健診の個別指導○管内保健婦研修会にて勉強会○教室の形で年に4回実施などの形で行っていた。

2.平成9年より管内市町村で事故防止指導の実施

予定

厚生省の監修した母子保健マニュアル²⁾によれば平成9年4月より健診内容に事故防止の指導項目がありますが、管内の市町村では事故防止の指導を考えていますかの質問に対しては、考えている289ヶ所(53.7%)、検討中109ヶ所(20.3%)、考えていない101ヶ所(18.8%)、不明39ヶ所(7.2%)であった。

検討中または考えていないと答えたところにその理由は何故ですかとの質問に対しては、健診項目が多くて時間が取れない110ヶ所(57.9%)、指導方法がわからない27ヶ所(14.2%)、余り必要性がない11ヶ所(5.8%)、その他72ヶ所(37.9%)であり、健診項目が多くて時間が取れないと答えた者が最も多かった。

3.子どもの事故防止指導を行うために必要なもの

今後、健診時に子どもの事故防止の指導を行う

ために必要とされるものは何ですかとの質問に対して、指導者用のマニュアル411ヶ所(76.7%)、指導者用のマニュアル以外の啓発教材234ヶ所(43.7%)、保護者用の啓発パンフレット451ヶ所(84.1%)、パネルやポスター283ヶ所(52.8%)、その他47ヶ所(8.8%)であり、多くの現場では教材を希望していた。

考察

子どもの事故防止の必要性は、事故の現状から明らかである。防止対策の一つの方法として、わが国では多くの保護者の参加する健診の場を利用することが考えられている。また、既に和歌山県の御坊保健所において、健診を利用して保健指導をすると、その後1年間に発生した事故が有意に減少したとの研究報告¹⁾がなされている。

そこで、実際どの程度、子どもの事故防止対策が行われているのかを調査した。また、平成9年より母子保健事業が市町村に委譲される際に事故防止がどのようになるのか、また、指導を行う際に必要とされる教材などに不足がないのかを知ることは重要と思われたので調査実施した。

現在、健診は個別健診などより必ずしも保健所で行われていないが、健診を実施している医療機関など全てに対して調査することは不可能なことから、全国の保健所において管内の状況について調査することとした。

この結果、管内で子どもの事故防止を指導していると答えた保健所が538ヶ所中483ヶ所(89.8%)と高かった。

その内容は健診の際に事故防止の指導を行っている所が421ヶ所で最も多かった。また、イベントや広報紙を利用するなども少数みられた。

この健診の際に事故防止を行っているという率は我々の予想している以上に高い数字であり、必要性と関心の高さを物語っているようであった。

このことより、健診の際の事故防止の指導を効率的な指導へ高める必要があると考えられた。具体的には、既に効果があるとされる安全チェックリストの使用による方法は、短時間でその保護者の事故に対する気配りの不足している点について効果的に指導が可能であることより、この方法による指導に切り替えることが必要であると考えられた。

また、平成9年よりの母子保健事業の市町村への委譲に際して、現在、事故防止を考えている保健所は50%程度であり、他の50%程度は検討中、考えていないとしていることより、事故防止の指導の必要性を市町村などに更に訴えることが重要と考えられた。

事故防止の指導ができない理由として、健診項目が多くて時間が取れない、指導方法がわからないと答えた者が多かったことより、時間や人手を余り必要としない方法、すなわち、安全チェックリストを使用した方法を全国的に普及する必要があると考えられた。

現場での必要なものとして、教材などに保護者の啓発パンフレット、指導者用のマニュアルを希望する者が多くみられた。

以上のことより、安全チェックリストを使用した方法の全国への普及と指導者用マニュアル、保護者用パンフレットの開発が必要と考えられた。

おわりに

全国の保健所に対して、子どもの事故防止の現状について調査を行った。その結果、管内で子ど

もの事故防止の指導は90%近く行われていた。但し、平成9年4月から市町村ではまだ半数しか実施を予定していないと答えており、子どもの事故防止の重要性を再度訴える必要があると考えられた。

また、実施できない理由として、時間が取れないなどを訴えるところが多いことより、時間や人手を余り必要としない指導方法が必要であることが明らかになった。

現場では、指導者用マニュアル、保護者用パンフレットが必要としていたことより、教材などの開発が必要とされた。

文 献

- 1) 清水美登里,梅田 勝,竜田登代美他：小児の事故防止のための保健指導の試み－保健所における健診の場を利用して,日本医事新報,3566:48,1992.
- 2) 母子保健事業マニュアル：監修 厚生省児童家庭局母子保健課,平成7年.

表1 調査用紙

貴保健所および管内の市町村での子どもの事故防止対策についてお尋ねします。(該当するところに○印を付けてください)

1.現在貴保健所管内で子どもの事故防止を指導していますか。

- (1) はい (2) いいえ
- 補問1) はいと答えた方だけにお聞きします。
- ①健診などの際に指導している。
 - ②イベントなどの際に行っている。
 - ③広報紙などで啓発教育活動を行っている。
 - ④その他 ()

2.厚生省の監修した母子保健マニュアルによれば平成9年4月より健診内容に事故防止の指導項目がありますが、管内の市町村では事故防止の指導を考えていますか。

- (1) はい (2) 検討中である (3) いいえ

→補問2) (2)と(3)に答えた方にお聞きします。

小児の事故防止指導がなかなかできない理由は何故ですか。

- ①健診項目が多く時間がとれない
- ②指導方法がわからない
- ③余り必要性がない
- ④その他 ()

3.今後、健診で子どもの事故防止の指導を行うために必要とされるものは何ですか。(複数回答可)

- (1) 指導用のマニュアル
- (2) 指導者用のマニュアル以外の啓発教材
- (3) 保護者用の啓発パンフレット
- (4) パネルやポスター
- (5) その他 ()

御協力有難うございました。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:事故防止のための指導の実施状況及び問題点を探るために全国の保健所の母子保健担当者を対象に調査を実施した。その結果、子どもの事故防止のために何らかの対応をしているのは 435 ケ所中 384 ケ所(88.3%)と多かったが、その内容は必ずしも十分と言えないようであった。また、平成9年の母子保健事業の市町村への委譲に際して、現在、健診などで事故防止を考えているのは 50%程度であった。その理由として、健診項目が多く、時間が取れないというのを上げたものが多かった。今後、健診時に事故防止の指導を行う際に必要なものとして、保護者用啓発パンフレット、指導者用マニュアルなど、教材の必要性を上げるものが多かった。今後、安全チェックリストを使用した子どもの事故防止法の普及と教材の開発、配布の体制作りを積極的に進めるべきである。